

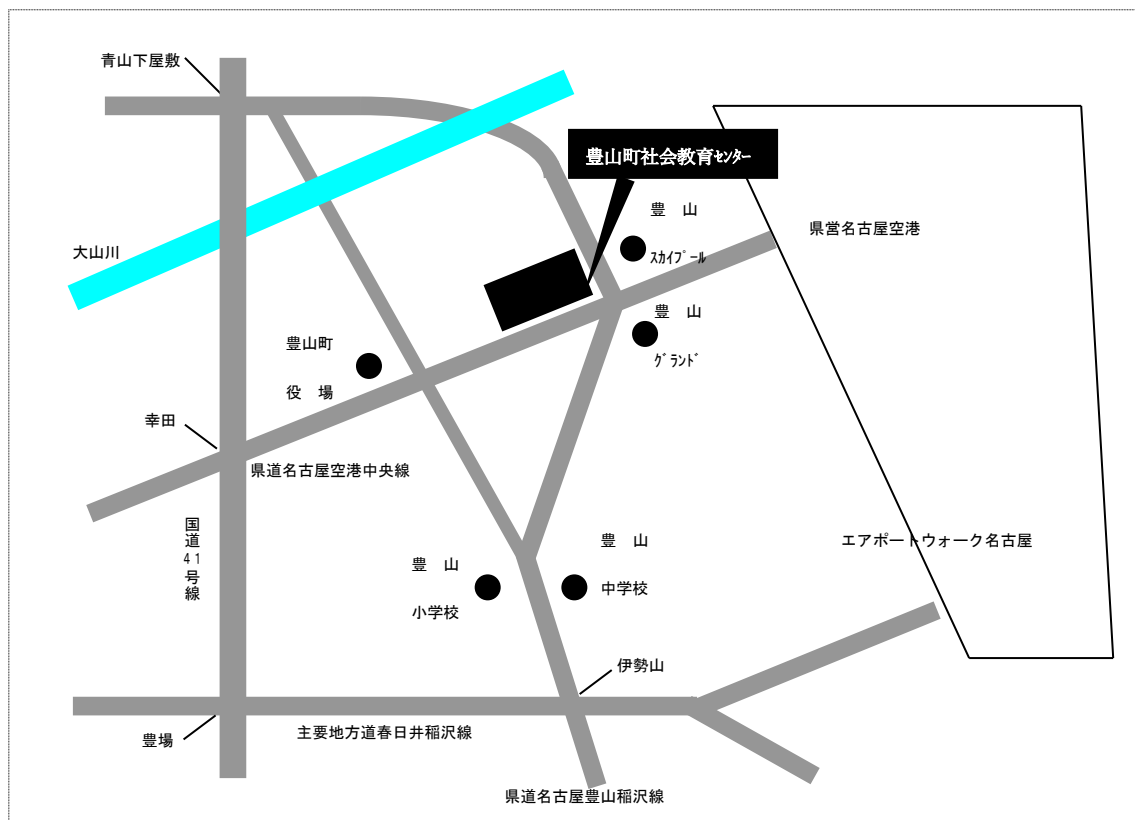
豊山町社会教育センター アリーナ・ホール ネーミングライツパートナー募集のご案内



令和7年2月

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

豊山町社会教育センター一位置図



1. ネーミングライツ導入の目的

社会教育センターアリーナ・ホールのネーミングライツを企業等に付与することを通じて、新たな財源を創出し、施設・設備の維持管理に活用するとともに、ネーミングライツを取得した企業等（以下、「パートナー」）の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

2. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、町の施設等に企業名や商品名等を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。町は、パートナーから対価を得て、施設・設備の維持管理等に役立てます。

全国的には、野球場等のスポーツ施設、コンサートホール、公園、歩道橋等に導入されており、近隣施設ではバンテリンドーム（ナゴヤドーム）、日本ガイシスポーツプラザ（名古屋市総合体育館）、名古屋芸術大学アートスクエア（北名古屋市文化勤労会館）等の事例があります。また、施設内のアリーナやホールのネーミングライツとしては、いちのみや中央プラザ体育館のアリーナが「いちい信金中央アリーナ」、兵庫県立芸術文化センターの大、中、小それぞれのホールが、「KOBELCO 大ホール」、「阪急 中ホール」、「神戸女学院 小ホール」となった事例があります。

なお、ネーミングライツとは愛称を付けるものであり、条例に定めている正式名称を変更するものではありませんので、議案等で必要な場合は正式名称を使用することとします。

町は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等においてネーミングを積極的に使用しますが、正式名称については変更しません。また、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3. ネーミングライツパートナーにとっての効果

（1）PR効果

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、町もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のPR効果が期待できます。

（2）社会貢献活動

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や町民サービスの向上に貢献することができます。

(3) イメージアップ

パートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして町民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

(4) パートナーメリット

社会教育センター内への広告掲示等、希望する特典（パートナーメリット）を提案することができます。なお、内容については、協議のうえ決定します。

4. 社会教育センターの概要

所在地	豊山町大字豊場字和合 72 番地
建物	・ 開館：昭和 63 年 7 月 ・ 敷地面積：5,216.46 m² ・ 延床面積：6,763.67 m² ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建
施設	1 階：アリーナ、更衣室（男・女）、選手審判控室兼学習室、図書室、幼児遊戯室、事務室、実習室 2（別棟） 2 階：ホール、ホール控室 1・2・3、研修室 1・2、郷土資料室 3 階：実習室 1、視聴覚室、料理教室、和室、茶室、ランニングコース
利用	・ 開館時間：午前 9 時から午後 9 時まで 図書室は午前 10 時から午後 6 時（金曜日は午後 8 時 30 分）まで ・ 休館日：月曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで 図書室は、室内整理日、特別整理期間も休館 ・ 令和 5 年度の施設利用者数：約 89,000 人

5. ネーミングライツ対象施設

アリーナ	社会教育センター1階 面積 1,363.67 m² (A面及びB面に分割可能) バスケットボール、バレーボールコート2面、 バドミントンコート8面、観客席236席、 シャワールーム付更衣室有 【主な行事】 10月 町商工会・産業祭、11月 町文化協会・文化展、 2月 航空文化フェスタ (その他) 町体育協会主催の町民を対象としたスポーツ大会
ホール	社会教育センター2階 面積：ホール 255.58 m² ステージ 144.87 m² 定員：336名 (客席使用時) 【主な行事】 6月 家族芸術劇場、9月 町敬老会、 11月 町文化協会・芸能発表会、1月 二十歳の集い (その他) ①文化振興事業、②町文化協会文化ふぉーらむ、 ③豊山ウインドオーケストラ定期演奏会 他

【アリーナ写真】



【ホール写真】

客席使用時



客席格納時



- (1) 契約期間は5年間です。契約開始日は協議により決定します。
- (2) 本町が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、原則として、現パートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行い、愛称変更による利用者の混乱を防止します。ただし、契約の更新は、2回を限度とします。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、町はネーミングライツの付与を取り貸すことができます。
 - ①信用失墜行為等により、町や社会教育センターのイメージが損なわれる恐れが生じた場合
 - ②指定する期日までにネーミングライツ料の支払いがない場合
 - ③パートナーから契約解除の申し出があった場合
 - ④その他、パートナーとして適当ではないと町が認める事由が生じたとき
- (4) 前項によりネーミングライツの付与を取り消したときの原状回復費用はパートナーの負担となります。また、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

7. 費用負担

- (1) ネーミングライツ料
 - ①契約希望金額は、ホール、アリーナそれぞれ年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。
 - ②契約希望金額を下回る応募は不可とします。
 - ③ネーミングライツ料は、金銭による支払いを原則とします。
 - ④ネーミングライツ料は、社会教育センターの維持管理等に役立てます。
 - ⑤ネーミングライツ料は、年度ごとに、町が発行する納付書により町が指定する期日までに一括してお支払いいただくことを原則とします。

(2) ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりです。

区分	町	パートナー
施設看板の表示変更※		○
パートナーが変更・新設した施設看板等の維持管理		○
契約終了時の原状回復		○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物や町ホームページ等の表示変更	○ (町が作成するもののみ)	

※表示変更は、町や関係機関等と協議の上、可能な範囲で行うことができます。

【表示変更の例】



ホール入口



アリーナ入口



館内案内表示

8. 愛称

(1) 愛称の付け方

①愛称には次の字句を含めてください。

アリーナの場合 例：□□□ アリーナ（企業名等 ＋ アリーナ）

ホールの場合 例：□□□ ホール（企業名等 ＋ ホール）

②愛称は、公共の施設にふさわしいものとし、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとしします。

③愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴや企業マークについては、パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

④不適切な愛称の例

- ・近隣の地域名を含む等、施設の所在地を誤認させるようなもの
- ・一般的に施設名として理解されず、施設の愛称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）
- ・第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等、第三者の知的財産権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの
- ・豊山町広告掲載要綱第3条第3項各号のいずれかに該当するもの

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに町民等に周知・PRを図るものとしませんが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。施設利用者が自ら作成されるチラシ等についても、愛称を使用していただけるよう進めてまいります。

(4) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をパートナーが取得した場合においても、町はこれを無償で使用するものとします。

9. 応募資格

応募者は、応募内容を自ら主体となって実施できる個人、法人又はその他団体（共同応募も可能）とします。ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者または業種は、応募することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

(2) 次の①から⑤までのいずれかに該当する者

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

③被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。)
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。)
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (9) 法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む。)又は本町の町税を滞納している者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
- (11) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (12) たばこに関する業種
- (13) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
- (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
- (15) 興信所・探偵事務所等の業種
- (16) その他、パートナーとして適当でないと町長が認める者又は業種

注意事項

※その他関係法令等に従う必要があります。

※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。
また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

10. 応募手続き

(1) 募集期間

令和7年2月1日（土）から同年2月28日（金）まで（必着）

午前8時30分から午後5時15分

(2) 応募方法

「郵送」（簡易書留）により、必要書類を社会教育センターまで提出してください。持参による提出は受付できませんので、ご注意ください。

(3) 提出書類

- ①提出書類は、次の表のとおりです。
- ②任意で参考資料を提出していただくこともできます。
- ③提出書類は、原則として返却しません。
- ④証明書発行手数料等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

書類名	部数	備考
豊山町社会教育センターネーミングライツ申込書（様式第1号）	1部	
愛称表示のイメージ図	1部	・カラーで印刷したもの （別途、メールによりデータを提出してください。） ※愛称表示として掲出したい企業ロゴ・企業マーク等もイメージ図に盛り込んでください。
豊山町社会教育センターネーミングライツ誓約書（様式第2号）	1部	
定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類【写し】	1部	・法人格のない団体の場合
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】	1部	・法人の場合 ・提出前3か月以内に発行されたもの
貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類	1部	・申請日の属する事業年度の前事業年度におけるもの
事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類	1部	・申請日の属する事業年度の前事業年度におけるもの

共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等（様式任意）	1 部	・ 共同応募の場合のみ
成年後見登記されていないことの証明書及び本籍地の市区町村長発行の身分証明書【原本】	1 部	・ 個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・ 提出前 3 か月以内に発行されたもの
更正手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類【写し】	1 部	・ 該当する場合
納税証明書【原本】	1 部	・ 【国税】法人税、所得税、消費税の未納税額がないことを証明する納税証明書（税務署所定の様式。法人の場合は様式その 3 の 3、個人の場合は様式その 3 の 2） ・ 【町税】本町の町税の滞納無証明書（町税を分納している場合は、申請前に町税務課にお問い合わせください。） ・ 提出前 3 か月以内に発行されたもの
住民票の写し【原本】	1 部	・ 個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・ 提出前 3 か月以内に発行されたもの
印鑑証明書【原本】	1 部	・ 法人：法務局発行の印鑑証明書 ・ 個人・法人格のない団体の場合の代表者：各市町村発行の印鑑証明書 ・ 提出前 3 か月以内に発行されたもの
その他、町が必要と認めるもの	1 部	

(4) 質問の受付及び回答

①受付期間

令和7年2月4日(火)から同年2月18日(火)まで(必着)

②受付方法

豊山町社会教育センターアリーナ・ホールネーミングライツパートナー応募に係る質疑書または任意様式を、メールまたはFAXにより、社会教育センターに提出してください。

③回答方法

随時、ホームページで公表することとします。

(5) 募集期間経過後の対応

募集期間内に応募がなかった場合には、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、募集を取りやめることがあります。

【応募書類提出先】

〒480-0202 豊山町大字豊場字和合 72 番地 社会教育センター

【データ及び質問書提出先】

メール syakyo@town.toyoyama.lg.jp

FAX 0568-29-0719

【問い合わせ先】

電話 0568-28-5335 (月曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

メールまたはFAX

11. パートナー候補者の選定方法

(1) 本町職員で構成する「豊山町社会教育センター所管施設ネーミングライツパートナー選定委員会」(以下、「選定委員会」)において、次の観点から応募内容を総合的に審査して選定します。複数の応募があった場合は、審査の結果、最高点数を獲得した者を候補者とします。該当者が複数いる場合は、抽選により候補者を選定します。なお、応募者が1者のみの場合にも、審査を行います。

【審査項目の概要】

	審査項目	主なポイント
①	応募者	・ 応募の資格を満たしているか ・ 企業の安定性と実効性
②	ネーミングライツ料	・ どの程度歳入の増加が見込めるか
③	愛称	・ 愛称の付け方・ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準を満たしているか ・ 公共性・公益性・中立性・品位等を妨げないか ・ 親しみやすさ・呼びやすさ・わかりやすさ ・ 施設イメージと合致しているか ・ 施設の管理運営に支障が生じないか
④	社会貢献	・ 町民サービスの向上・施設の魅力向上につながる提案か ・ 地域活性化につながる提案か
⑤	パートナーメリット	・ 内容が妥当か

(2) パートナーメリットについては、選定委員会による審査の結果、承諾できない場合があります。希望するパートナーメリットが契約の必須事項である場合には、応募の段階でその旨をお知らせください。

(3) 選定結果は、応募者に文書で通知します。

(4) 複数の応募があった場合に候補者とならなかった応募者について、企業名等は公表しません。

12. パートナー候補者決定後の流れ

(1) 契約に向けた最終協議・調整

- ①施設看板等への愛称表示のデザイン、設置の時期・場所・方法等について、詳細な協議を行います。
- ②愛称表示のデザイン等については、町教育委員会・関係部署等との協議が必要です。
- ③その他、必要に応じて関係機関等との協議、諸手続きを行っていただきます。

(2) 契約締結

- ①パートナー候補者との協議が整い次第、契約を締結します。
- ②パートナー候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本町が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切ることがあります。この場合、本町は一切の賠償責任を負いません。
- ③上記②の場合、次点者を新たなパートナー候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

(3) 愛称等の公表

契約締結後、町は、愛称、パートナー名、ネーミングライツ料等について、町ホームページ等により公表します。

13. ネーミングライツ開始までのスケジュール

ネーミングライツ開始までのおおまかなスケジュールは、次のとおりです。

令和7年2月	町広報・ホームページ等で募集
令和7年3月	選定委員会の開催
令和7年3月～	パートナーとの協議、パートナーの決定・契約締結、ネーミングライツ料の納付
令和7年4月～	町広報・ホームページ等で公表 施設看板等の表示変更準備
令和7年4月～	運用開始

14. その他

- (1) パートナーが設置・変更した施設看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。
- (2) 町の業務上やむを得ない事由が発生した場合や施設の改修工事の際、愛称表示看板等の一時撤去等を行うことがあります。